



月形町との姉妹町村締結を議決 大関靖男氏（監査委員） 八子和子氏（教育委員会委員） の選任に同意

第4回定例会

平成三年第四回定例会が十二月十六日から二十日までの会期五日間で開かれました。

本定例会には規約の変更二件、条例改正五件、補正予算四件、人事案件二件、人権擁護委員推薦、友好姉妹町村の締結、意見書発議一件が審議され、さらに給与関係法案が国会で成立したことに伴い、本村の職員などの給与改定のための条例改正四件、補正予算三件が追加提案され、合計二十三件が審議されました。議案の内容と審議の結果は左記のとおりです。

◎新潟県町村職員退職手当組合規約の変更について

一、六六八万円、レセプト点検賃金四六万四千円をそれぞれ減額しました。
歳入は、保険給付費などの減額から、国庫支出金六五〇万円、療養給付費交付金三九八万円、保険給付基金からの繰入金七三〇万円を減額し、一般会計からの繰入金五五六万五千円などを増額するものです。

（原案可決・全会一致）

◎平成三年度老人保健特別会計補正予算（第二号）を定めることについて

国保補正予算と同様に前半期の実績と予算との差額を減額するものです。
歳入歳出それぞれ一、七〇六万円を減額し、総額を二億四、二一三万九千円とするもので、歳出では医療給付費一、七〇〇万円、審査委託料など六万円を減額しました。

歳入は、医療給付費の減額に伴い支払基金交付金一、二八九万円、国庫支出金四七七万円を減額し、第三者納付金六〇万円を増額するものです。

（原案可決・全会一致）

◎新潟県町村人事務組合規約の変更について

地方自治法の改正に伴い、監査委員の選任資格が「知識経験を有する者」から「識見を有する者」に改正する必要があると見られました。

また「新潟県上越地区広域事務処理組合」を「上越地方広域事務組合」に、「大佐渡じんかい処理センター」を「佐渡じんかい処理組合」にそれぞれ名称を改めるものです。

（原案可決・全会一致）

◎月潟村乳児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎月潟村ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎平成三年度簡易水道特別会計補正予算（第二号）を定めることについて

歳入歳出それぞれ一、〇二四万五千円を追加し、総額を九、一八四万五千円とするものです。

歳入は、基本負担金七一万六千円、流末工事負担金一〇一万二千円、工事収入八五一万七千円となっています。
歳出では、本管増設工事を請負から自営にしたため工事請負費を三八五万円減額し、三七五万一千円を増額しました。

（原案可決・全会一致）

◎監査委員の選任について

十二月十八日に識見を有する監査委員の任期が満了するので、佐藤藤松氏（西萱場）の後任として新たに、大関靖男氏（上曲通）を監査委員に

◎月潟村老人医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎月潟村重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

右記の四件については、いずれも老人保健法の改正に伴い医療機関の窓口を支払う一部負担金が、平成四年一月一日から外来一か月八〇〇円から九〇〇円に、入院一日四〇〇円から六〇〇円になるため、各医療費に対する助成額を改正するものです。

（原案可決・全会一致）

◎月潟村簡易水道条例の一部を改正する条例の制定について

昨年十月の消費税法改正で地方公共団体の公営企業関係の使用料や各種使用料について消費税が課税されることに伴い、当簡易水道使用料についても平成四年度から三％の消費税を転嫁するため条例改正を行うものです。

（原案可決・全会一致）

選任するため議会の同意を求めらるるものです。

（同意・全会一致）

◎教育委員会委員の任命について

教育委員のうち本年一月十一日に任期満了になる八子和子氏（月潟）を引き続き教育委員会委員に任命するため議会の同意を求めらるるものです。

（同意・全会一致）

◎人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて

小林寅雄氏（木滑）を人権擁護委員として引き続き推せんするため議会の意見を求められたもので、満場一致で「適任である」との意見となりました。

◎月潟村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

国家公務員の給与が平成三年四月一日にさかのぼり三・七％引き上げられたことに

◎友好姉妹町村の締結について

本村と北海道月形町は一昨年から交流を続けていますが、さらに、両町村が友好と親善を深め、産業・教育・文化・観光及び人的交流を密にし、両町村が発展するよう姉妹町村の締結を行うものです。

なお、二月十四日に月形町において姉妹町村締結の式典が予定されています。

（原案可決・全会一致）

◎平成三年度一般会計補正予算（第六号）を定めることについて

歳入歳出それぞれ一四万三千円を追加し、総額を一七億二、九八一万六千円とするものです。

歳入の主なものは、村税で一、二〇五万四千円、地方譲与税三六〇万円、保育料などの負担金四〇七万六千円、国庫支出金一六万九千円、基金からの繰入金一、〇六九万九千円をそれぞれ増額し、村債を三、二九〇万円減額しました。

に伴い、国家公務員に準じた改正がなされたものです。
主な内容は、十二月の期末手当支給率が〇・一月引き上げとなったほか、初任給の改善、通勤手当の限度額、扶養手当、宿日直手当が引き上げられ、管理職員特別勤務手当が新設されました。

（原案可決・全会一致）

◎月潟村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

国家公務員給与の改正に準じ、十二月支給の議員の期末手当を二・〇月分から二・一月分とするものです。

（原案可決・全会一致）

◎月潟村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎月潟村教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（原案可決・全会一致）

◎平成三年度国民健康保険特別会計補正予算（第二号）を定めることについて

歳入歳出をそれぞれ一、七〇九万円減額し、総額を二億二、五五八万八千円とするものです。

平成三年度の前半期における医療給付の実績と予算との差額を減額するもので、歳出では一般・退職被保険者の療養給付費・高額療養費などで

国家公務員給与の改正に伴い、三役及び教育長についても一般職に準じて通勤手当を支給するものです。

（原案可決・全会一致）

◎平成三年度一般会計補正予算（第七号）を定めることについて

給与関係条例の改正により、歳入歳出それぞれ一、四九六万八千円を追加し、総額を一七億四、四七八万四千円とするものです。

歳出の内訳は、議員期末手当二五万五千円、三役・教育長の期末手当二二万四千円、一般職員の給与改定分一、四三二万二千円などとなっています。

一方、歳入は全額地方交付税で措置しています。

（原案可決・全会一致）

◎平成三年度国民健康保険特別会計補正予算（第三号）を定めることについて

給与関係条例の改正のため

※六ページに続く